

税務、労務に関わる以下の最新情報

2017年9月



Contents

弊社Grant Thornton Vietnamからの今回のニュースレターでは、税務、労務に関わる以下の最新情報をご案内申し上げます。

1.



名義変更手続きを済ませていない
固定資産の減価償却は認められま
せん

2.



会社が支払う一時滞在カードおよ
びビザの取得費用は個人所得税
の課税対象となるか？

3.



専用ウェブサイト経由による外国人
労働者への労働許可証発行手続
き

1.名義変更手続きを済ませていない固定資産の減価償却は認められません

事務所を購入して支払いを済ませたにもかかわらず、売却側が所有権を証明できる書類を持っておらず、事務所の売買手続きに必要な書類が不備の場合には、購入した固定資産の資産計上およびその減価償却の根拠を欠くことになる旨のガイダンスがホーチミン市税務局から発行されました。

2.会社が支払う一時滞在カードおよびビザの取得費用は個人所得税の課税対象となるか？

税務総局から以下のようなガイダンスが発行されました。

- 外国人労働者のための一時滞在カードおよびビザの取得費用を外国人労働者に代わって会社が支払う場合、これらの金額は、当該個人の給与所得として個人所得税の課税所得へ含めて計算し、規定に基づく個人所得税の申告・納税を行います。
- 外国人を雇用する場合、会社は労働許可証の申請をする義務がありますので、会社が支払う労働許可証の取得費用は、当該個人の個人所得税課税所得へは含めません。

3.専用ウェブサイト経由による外国人労働者への労働許可証発行手続き

インターネットを使用したベトナムで働く外国人労働者に対する労働許可証の発行手続きに関するガイダンスが労働・傷病兵・社会省から発行されました。このガイダンスの施行日は2017年10月2日です。

これによれば、この施行日以降、労働力使用需要に関する報告書、労働許可証の発行申請書・再発行申請書、労働許可証免除確認申請書を提出するにあたって、使用者は以下2つの方法から選択することになります。

- 当局へ直接、または、郵送により管轄当局へ提出する。
- 専用ウェブサイトを通じて実施する。



特に、以下の点にご留意下さい。

外国人労働者使用需要に対する承認取得手続き:

使用者(外国契約者を除く)は、外国人労働者の使用予定日より20日前までに、Decree 11/2016/ND-CP第4条の規定に基づいて、外国人労働者使用需要に関する報告書へ必要情報を記入して、専用ウェブサイト経由で管轄当局へ提出する必要があります。但し、労働法第172条の第4項、第5項および第8項、そして、Decree 11/2016/ND-CP第7条第2項のeおよびhが規定する場合を除きます。

外国人使用需要に変更がある場合、使用者は、外国人労働者の使用予定日より10日前までに、専用ウェブサイト経由で変更説明報告書を提出します。



20日

外国人労働者使用需要に対する承認取得手続き



7日

労働許可証の発行手続き



5日

労働許可証の発行免除対象確認手続き

労働許可証の発行手続き:

使用者は、外国人労働者の勤務開始予定日より7営業日前までに、Decree 11/2016/ND-CP第10条の規定に基づいて、労働許可証の発行申請書類へ必要情報を記入し、専用ウェブサイト経由で管轄当局へ提出する必要があります。

労働許可証の発行申請書類が法令の規定に準拠している旨の回答を得た後、管轄当局側での規定に基づく内容確認、照合、保管のために、使用者は、労働許可証発行申請書類の原本を、直接または郵送により管轄当局へ提出します。

労働許可証の発行免除対象確認手続き:

使用者は、外国人労働者の勤務開始予定日より5営業日前までに、Decree 11/2016/ND-CP第8条第3項の規定に基づいて、労働許可証の発行免除対象確認申請書類へ必要情報を記入し、専用ウェブサイト経由で管轄当局へ提出する必要があります。但し、労働法第172条の第4項および第5項、そして、Decree 11/2016/ND-CP第7条第2項のeが規定する場合を除きます

税務、外国人労働者の労働許可証、その他御社事業活動に関わる法令に関するアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは下記サイトへアクセス下さい。

grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director
D +84 24 3850 1684
E long.pham@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 28 3910 9238
E hmy.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

